宮津与謝病児保育所「りりふる」が10/29からオープンします！

宮津与謝病児保育所は、病気や怪我等のため集団保育や登校が困難なお子様を保護者の勤務の都合等により家庭で看護できない場合、一時的に保育及び看護をする保育室です。

【対象者】
宮津市、伊根町、与謝野町に居住する生後6ヶ月～小学6年生までの児童(お住まいの市町で利用の事前登録が必要です)。医療機関の受診を済ませ、診察医連絡票(医師作成)をご持参ください。

【事前登録】
10/15(火)からお住まいの市役所・役場で利用の事前登録を受け付けます。登録を希望される方は所定の用紙に記入の上、担当課の窓口へ提出してください。(印鑑が必要です。)　後日、利用登録証を送付します。

【病児保育の申込み方法】
利用したい日の前日午後6時までに(前日が休業日の場合は前々日。利用当日の場合は11時までに)、病児保育所に電話し、予約してください。病児保育所にて症状等をお伺いし、空き状況やお預かりができるかどうか確認します。
利用当日は、診察医連絡票(医師作成)及び利用登録証をご持参ください。入室時に、病児保育事業利用申込書等にご記入ください。(印鑑が必要です。)

【利用時間及び休業日・定員】
月曜日～金曜日　午前7時30分から午後6時00分まで
利用定員：1日6名まで(予約順)

【休業日】
(1) 土曜日、日曜日及び祝日
(2) 年末年始(12月29日から1月3日まで)

【場　所】
与謝野町字男山474-2　電話0772-46-0025
宮津与謝病児保育所「りりふる」(北部医療センター向かい)

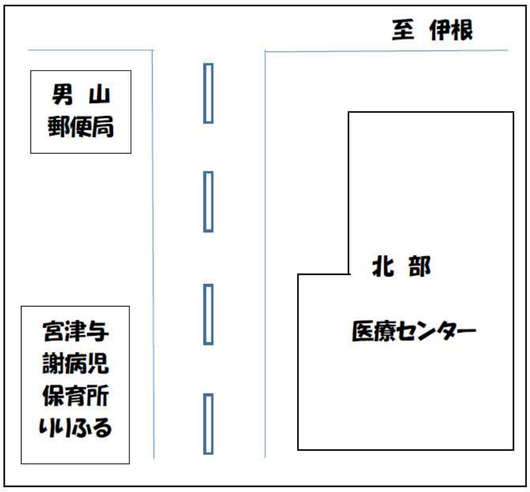

【利用料金】
利用料金は、お迎え時に病児保育所で直接お支払いください。(おつりの無いようご用意ください。)
1回　2,500円/人(ただし5時間以内の利用は1,500円/人)

【準備物】
症状や体調にあったお弁当やおやつ・飲み物、着替え、服用中の薬、必要に応じてオムツなどが必要です。
症状、年齢によって必要なものが変わりますので、予約時にお尋ねください。

【利用をお断りするとき】
水ぼうそう、はしか、流行性角結膜炎など感染力の強い病気や、高熱でぐったりしている、下痢・嘔吐がひどい場合など、診察医が利用不可と判断したときは、おあずかりできません。

【利用する上でのお約束】
いつでも連絡が取れるように、保護者の連絡先を明らかにしておいてください。症状が変化したときは、速やかにお迎えにきていただきます。お迎えの時間は必ずお守りください。(午後6時まで)
緊急を要する場合は、北部医療センターにて対応します。その際に要した費用については、別途ご負担いただきます。

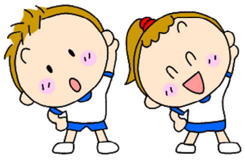

お問い合わせ先
宮津与謝病児保育所「りりふる」　電話0772-46-0025
宮津市社会福祉課　子育て支援係　電話0772-45-1621